

かんたん しゅわ しょうかい  
簡単な手話を紹介します



Q & A 条例についての質問と答え

- Q** 2016年4月から条例が施行（スタート）したらどうなるの？
- A** ろう者が、いろんな場面で自分に合ったコミュニケーション手段で情報が得やすくなります。市は、手話などのコミュニケーション手段への理解を広げていくことによって、いろいろな人がお互いに理解を深めることができます。
- Q** 手話がわからなくても、出来ることはありますか？
- A** 条例では市民の役割として「基本理念に関する理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。」と定めています。市が行っている啓発講座を積極的に利用したり、多くの方が手話などを理解して、実際にその方法でコミュニケーションをとって試みるのが、お互いに理解しあえることにつながっていきます。

お問い合わせ  
保健福祉部 介護障害支援課 障害支援係  
電話 0544-22-1145 FAX 0544-28-4345  
メール kaigo@city.fujinomiya.lg.jp



ふじのみやし  
富士宮市  
しゅわ げん ご じょう れい  
手話言語条例を  
し  
知っていますか？



2015年12月14日制定

富士宮市では、手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解と広がりをもって地域で支えあい、手話を使って安全安心に暮らすことのできる富士宮市を目指し、条例を制定しました。



▲表紙をAR専用アプリケーションで読み込むと「富士宮市手話言語条例」という手話の動画が流れます。  
詳しくは右の二次元バーコードを読み取り、各種端末のアプリケーションストアからダウンロードしてください。  
AR動画の公開期限：平成29年11月30日まで



# 基本理念 (基本となる考え方)

## 第3条

(1) 手話は、独自の言語体系を持った文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものである。

☆手話は、ろう者同士のかかわりの中で生まれた日本語とは異なる言語です。

☆昔は手話で話すことを認められていなかったり、禁止されていましたが、ろう者たちは手話を大切に守り・伝え・発展させてきました。

(2) 相互に人格や個性を尊重し、地域社会で共生するための意思疎通手段として、大切な言語である。

☆障害のある人となない人がお互いを理解して、ありのままを認め合う社会にするために手話も大切な言語であることの理解を広めます。

## 市の責務 (しなければならないこと)

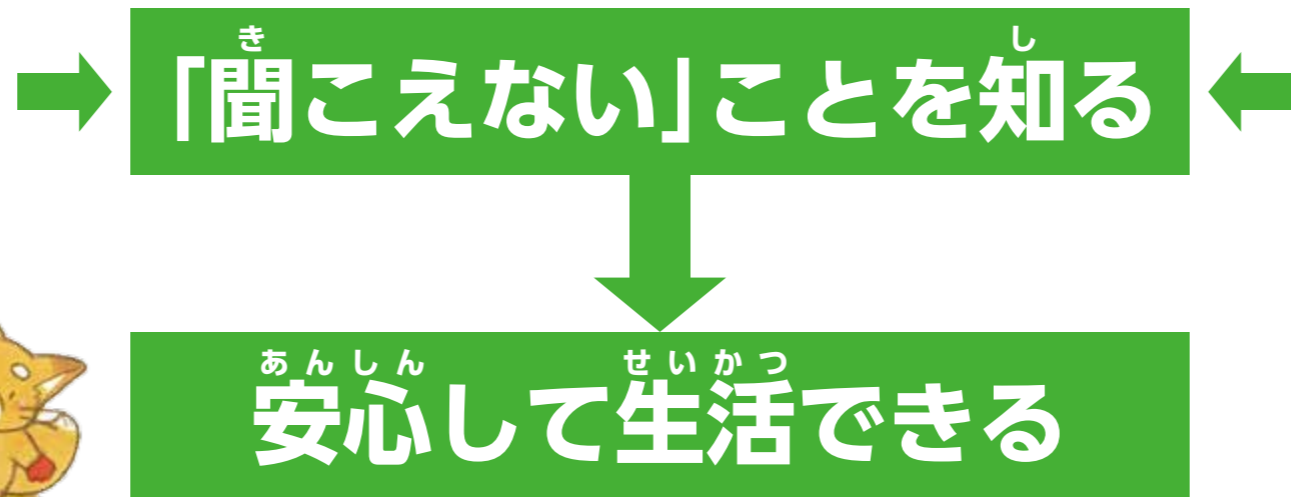
市は、障害のある人が暮らしている地域で手話などのコミュニケーション手段を利用するための環境を整えながら、市民が基本理念をよく理解できるように工夫をします。また、会社やお店などが、障害のある人のコミュニケーション手段を提供できるように、いろいろな方法で協力を求めます。

## 条例が作られた目的

### 手話は言語であることを知る

いろいろな方法で「手話は言語であること」と手話への理解を広めていきます。

- みんなが手話を学べるようにする
- 手話通訳者を目指す人を増やす
- 手話で話せる環境を整える



### ろう者の存在を知る

市内にも、手話を言語として暮らしているろう者がいることを市民の皆さんに知ってもらいます。そして、手話ができるできないに関わらず、お互いに理解しあい、共に地域社会を送れる環境を整えます。

- 聴覚障害への理解を広めるための啓発講座を行う
- 市内のろう者が、広報や市のホームページで手話を紹介する



### \* 「聞こえないこと」を知っているだけで安心して生活できる

後ろから話しかけても振り向かない、何度呼びかけても反応がない… こんな場面を経験した時は「あれ？もしかしたら聞こえないのかな」と思ってみてください。軽く肩を叩いたり、目の前に行って相手に気がついてもらいます。それから、口の形をはっきり見えるように話したりしたり、筆談や簡単な身振りで話しかけてください。手話がわからなくても「聞こえない相手への対応」を知っているだけで、お互いの気持ちを伝えられるようになります。